



## 水道料金改定案を継続審査します

議案名

笠岡市水道条例の一部を改正する条例について

### Q どういう議案なの？

A 水道料金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものです。

### Q どうして継続審査なの？

A 審査の中で、  
「笠岡は水に対して、昔からすごく思いがあった。逡増料金制度を取り入れてない理由は、同じ料金で、コストがかかっても市民みんなで施設を支えていこう、という崇高な理念があったからだ。そういう理念を大切にしてほしい。他市と経営状況を比較して、笠岡市は良いのだから、料金を変更していくよりは、基幹管路だけではなく、排水の枝線といわれるところまで含めて、もっとしっかり計画的に設備更新をしていく。そのためにみんな高い水道料金でも払ってきた。議会は、現状監視保全というようなやり方ではだめだというのを、ずっと言っている。そこをクリアしてほしい。水道料金の改定については、まだまだ議論をする必要がある。」という意見や、「日常の中での水道管の問題がかなり出ている。値下げはいいことではあるが値下げよりも、そういった問題が日常的に発生していることに対して、市民の心配がある。市民の安心安全という部分の解消が、今回の対応によって必ずできる、ということについて、再度執行部で確認をし、市民に安心を提供できるようにする必要がある。」という意見がありました。

また、「笠岡市は、近隣市町と比べて土地の高低差が大きいとため、貯水タンクの数も相当多く、内部留保資金をそのまま単純比較することはできない。過去の水道料金値上げについては、将来の子や孫の世代につらい思いをさせたくない、島の方々も平等であるということを受け入れてきた。将来予測もきちんとついてない状況で、なぜ今値下げしなければならないのか。今、コロナ禍で生活が<sup>ひっばく</sup>逼迫しているのなら、令和2年に一般家庭及び事業者等全ての給水契約者を対象に行った、水道基本料金の減免を、今回も期限を設けて行うのがよいのではと思う。」との意見があり、継続審査となりました。

※逡増料金制度：使用水量が多くなるほど従量料金の単価が上がる制度

### Q 今後は？

A 継続審査としましたので、所管の委員会（厚生産業委員会）が引き続き審査を行い、今後の方向性を検討します。